平成25年度施策評価シート(平成24年度実施事業)

 作成主管課
 水道課

 環境保全課

 関係課
 支所地域課

施策名 上水道 施策コード 4-1-4

総合計画後期基本計画の内容

Į	110. H H I I		- Магнестин
ĺ	政策体系	政策	第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕
	以來平示		1 だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます
			水需要の変化・規制緩和の進展といった社会的な動きや、水道水の安全性・おいしさに対する需要者の
		ニース	`、さらには、地球規模での環境問題など、水道事業を取り巻く状況は大きく変化してきており、質の高い水
		の供給	が求められています。

本市ではこれまで、地下水と県中央広域水道用水供給事業からの受水を水源として、「笠間市水道事業基本計画」に基づく浄水・配水施設の整備と適正な維持・管理など、各地区を単位とした水の供給を推進してきました。また、配水管や浄水場等の施設の老朽化、ライフラインとしての耐震化、系統化等の課題に対応しながら、施設の更新を順次推進してきました。しかしながら、本市の水道施設の耐震化率は、未だ低い状況にあり、平成23年3月11日の東日本大震災においては、ライフラインが寸断されるという経験を経て、より災害に強い水道施設づくりが強く求められています。また、平成22年度に3事業(笠間・友部・岩間)が統合され、水道事業経営が行われていますが、水道料金の統一がされていない状況です。

今後は、水道施設の耐震診断等を早急に進めるとともに、適切な施設の維持・更新を推進していく必要があります。また、危機管理強化の面から、応急給水体制、応急復旧体制及び危機管理マニュアル等を整備していく必要があります。さらには、将来にわたり市民生活や地域産業を支えていくため、水道料金の早期統一や給水需要に応じた水源の確保に努めるとともに、効果的な水道事業の推進により経営基盤を強化し、継続的かつ安定的な水の供給を図っていく必要があります。

市民生活と地域産業を支えるため、「笠間市水道事業基本計画」に基づき、耐震診断調査等の結果を踏まえ、施策目標施設の計画的かつ適切な維持管理を推進します。また、適正な水道料金への統一や事業の健全経営に努めるとともに、給水需要に応じて水源を確保し、安心・安全な水の安定供給を図ります。

1 総合計画進行管理

市民からの 意見・反応等

現況と課題

市民アンケートの実感しているが約69.44%、加重平均値は、2.981となっており中位(上位)に位置している。 更に、当施策を重要と感じている市民重要度は96.58%である。

(1)目標指標1

市民実感度指標	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28	
安心・安全な水が安定して使用できると感じてい	市民実感度	70.460	69.440				
る市民の割合	加重平均值	2.825	2.981				
	市民実感度						
	加重平均值						
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度		96.580				
コル水で里女に恋している川氏の割口	加重平均值		3.763				

(2)目標指標2

数值指標

の考え方

目標値設定

の考え方

	数值	指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28	
水道普及率			目標値	%		86.5	87.5	88.5	89.5	90.0	
			実績値	%	84.4	85.0					
			達成度	%		98.27					
			ベンチマーク								
年間有収率			目標値	%		89.0	89.0	89.5	89.5	90.0	
			実績値	%	88.7	85.0					
			達成度	%		95.48					
			ベンチ	マーク							
			目標値								
			実績値								
			達成度	%							
			ベンチ	マーク							
			目標値								
			実績値								
			達成度	%							
			ベンチ	マーク							
粉荷牡捶	指標設定 給水整備区域を見直し管網整備を推進、普及率の向上を図る目標として水道普及率を指標とする。 の考え方 また、安定した供給と、管網更新の指標、経営安定の目標として、有収率を指標とする。										

と、管網更新の指標として、90%を設定する。

・普及率は、茨城県で92.5%、34市町村が90%を超えている。笠間市では、1部山岳地の要望がない

為、目標値を90%とする。有収率は、茨城県で87.0%、全国では89.6%となっている。安定した供給

2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

- 市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。 共助でやるべきこと。 市と協働でやるべきこと。

市民の役割

水道加入者は、給水装置の健全な管理をする。 漏水については、早期発見と早期修理を実施する。 水道料金は、滞納せずに速やかな納付を実施する。

市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。

行政の役割

水道事業は、安心・安定した飲料水の確保・供給をし、健全な経営に勤める。

市は、企業会計である水道事業へ、各種技能者・企業会計精通者の人事配置を実施し、水道事業の福祉的分野等への支援を実施。 県は、用水供給である、県企業局の水道料金軽減を図り、県民が同等の基準になる様支援をする。

国は、老朽管を耐震管へ更新する場合の国庫補助金の導入検討をする。

3 平成24年度の取組状況

取り組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。

取組状況等

石綿管更新948m、鉛製給水管更新を329ヶ所実施し、有収率向上を図り、道路改良工事等に併せ管網整備を行い、普及率向上を図った。また、安定した取水量を確保する為、井戸浚渫工事を実施した。

災害に強い水道施設を構築する為、浄・配水場の耐震診断を実施、配水管布設・更新にあたっては、耐震性を図った。更に、愛宕配水地に緊急遮断弁を設置、他2ヶ所の遮断弁を診断・修繕した。

管路情報・給水情報のシステム化導入を平成24年~25年度で実施

4 施策の評価(現状分析)

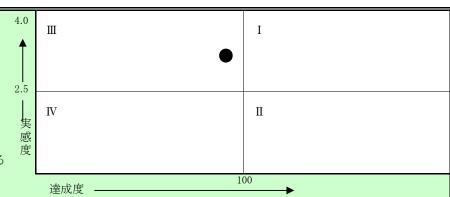
○市民実感度指標と数値指標の分析による当該施策の位置

領域 Ⅰ 現状を維持しつつ, 効率化を目指す領域

領域 II 施策を構成する事務事業及び事業内容等を見直し 市民実感度を高める必要のある領域

領域Ⅲ 施策並びに構成する事務事業の必要性を検討する ^{領域}

領域IV 施策の重点化を図り市民実感度を高める必要がある 領域



指標を分析した結果施策目標は達成されたのか

達成度評価

・普及率達成度は98%と、若干伸び悩みがある。新規住宅建設に伸び悩みがある。 年間有収率達成度は95%で、3.11 災害による布施替による無収水量がふえているのが原因である。

・目標値は、他事業の影響を受けて達成されなかったもので、若干の下降訂正の必要が有る。

施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か

構成事務事業 の適正性

適正である。

市民実感度としては69.44と高い水準にあり、重要度も96.58となっている。

平成25年度以降に残る課題、その要因として考えられること。

3地区の料金体制を平成30年度をめどに統一を図るため、平成28年度に第2段階水道料金の見直しを実施する。 年間有収率を向上させるために、老朽管の布設替えを実施しているが、管口径や布設条件により延長の整備が進まない。 (大口径は、小口径の数倍の金額) 国の補助対象が無い為、単独事業となり、石綿管更新事業は、年6千万円程度が限

界である。 昭和60年代に設置した施設が老朽化しており、計画的に更新していく必要が有る。

5 今後の方向性

残された課題

平成26年度に向けた施策方針

取組方針

平成25年度の水道施設整備計画策定に基づく計画的整備の実施。

平成25年度に、3地区の料金体制の一部を改定し、平成28年度に第2段階水道料金の見直しを実施。平成30年度をめどに統一を図る。

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

大体と株子とフェダキや	事業内容	事務事業性質	成果					+ 中 ロ ハ	事業費(千円)			貢献度評価
施策を構成する事務事業			成果指標	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	補助区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	貝歐度評価
1 上下水道諸届出受付事業	水道料金の正確で迅速な対応、休止・開始届けによる処理	義務的事業	開栓件数、閉栓件数、 名義変更、新規、口座 等	件	6,532	7,864	9,333	市単	0	0	0	義務的事業
2 漏水修繕・漏水調査事業	給水区域全域 配管延長763,219m 給水件数 23,617件の漏水修繕及び漏水調査を実施する。	維持管理事業	有収率	%	76	96	85	市単	10,093	16,559	10,117	10
3 石綿管更新事業(老朽管更新事業)	平成22年度末、配水管 笠間地区6430m、・友部地区6570m、道 水管2230m を 10年計画で更新する。 計15230m	建設•整備事業	石綿管更新進捗率 更新区間の給水人口	% %	8.5 1.9		5.9 3.1	市単	44,121	80,774	64,858	1
4 鉛製給水管解消事業	平成20年度末 友部地区の鉛管給水使用件数 3297箇所の解消を図る。	政策的事業	整備進捗率 改修により鉛管が解消した市民	% %	5.8 0.5			市単	7,196	33,961	24,707	10
5 井戸浚渫事業(水源の確保)	安定した、浄水をするために、井戸浚渫・設備の改良を図る。県水 浄水購入の軽減を図る。	維持管理事業	井戸浄水水量1日平均 県水購入量 1日平均	m³ m³	8,016 13,318			市単	11,897	6,300	1,533	3
6 施設維持管理事業	安全、安心な飲料水の供給をする。また、災害時の水の確保を図る。	維持管理事業	施設の委託 施設等の修繕 施設工事	件 件 件	1 9	3	1 5 5	市単 国補助	43,670	19,106	114903 10,000	5
7 開始・中止、料金賦課業務	水道料金の正確で迅速な対応、休止・開始届けによる処理	義務的事業	調停件数 開栓件数 閉栓件数	件 件 件	119,504 2,014 1,791	2,363	2,306	市単	14,785	15,913	16,153	義務的事業
8 未納金対策業務	企業会計の原則による、独立採算での運営をしていることから、財源の確保と利用者の公平性を確保するため、使用料滞納解消は 不可欠。	政策的事業	過年度分料金徴収額	円	42,548	51,080	45,690	市単	3,519	2,987	3,684	8
9 料金徴収業務	納付書の発送、口座振替、データー作成、徴収料金の消し込み、 収納データー作成、過誤納金の処理、水道料金の減免処理	義務的事業	徴収率	%	95.8	97.0	96.3	市単	1,268	5,991	5,726	義務的事業
量水器(メーター)交換及び修繕・ 購入	計量法に基づく、水道量水器の交換(8年)	義務的事業	水道量水器の交換件数	件	2,532	2,318	3,896	市単	10,930	12,152	24,739	義務的事業
11 施設維持管理事業(水質検査)	安心・安全な水道水を供給する為、法定水質検査及び、単独水 質検査を定期滝に行う。	義務的事業	原水検査 蛇口検査	回/年	1 12	1 12	1 12	市単	1,311	1,712	1,890	義務的事業
12 水道建設改良事業	未普及地域解消による施工、条例に基づく申請による施工、道路 改良等による布設替を実施する。	建設•整備事業	整備に伴う影響給水者率 工事箇所周辺の給水者率	% %	8.5 0.6		5.8 1.0.	市単	149,447	28,692	19,261	8
13 補償工事等に伴う水道管布設替 事業	下水道事業、農業集落配水事業、都市計画事業、土地改良事業、開発行為による事業等に伴う、布設替、協議、立会等を実施する。 泥吐き等、無収水量が発生する。	維持管理事業	敷設替延長 工事箇所周辺の給水 者率	m %	3,864 2.5			市単	36,972	43,885	24,134	12
14 水道施設整備事業	平成30年度を目標に、浄水施設、配水場等の耐震及び機能調査 を行い、更新及び更新の財政計画を策定する。	計画策定事務	詳細診断施設 機能診断結果 耐震補強該当施設数	ヶ所 式 ヶ所	0) 6 0 0	0 1 0	市単	0	8,610	21,157	1
15 給水装置工事設計審査等事務	水道法に基づき、給水装置の工事申請書の審査、立会、検査を 実施する	義務的事業	設計審査申請件数	件	524	552	550	市単	0	0	0	義務的事業
16 水道情報管理システム導入事業	旧市町村別に整備されている給配水情報を、一元化し電子化する。	維持管理事業	配水管布設延長 給水配管件数	m ケ所	763,219 23,617				0	0	16,622	8
17												
18												
事業費合計										257,536	234,581	

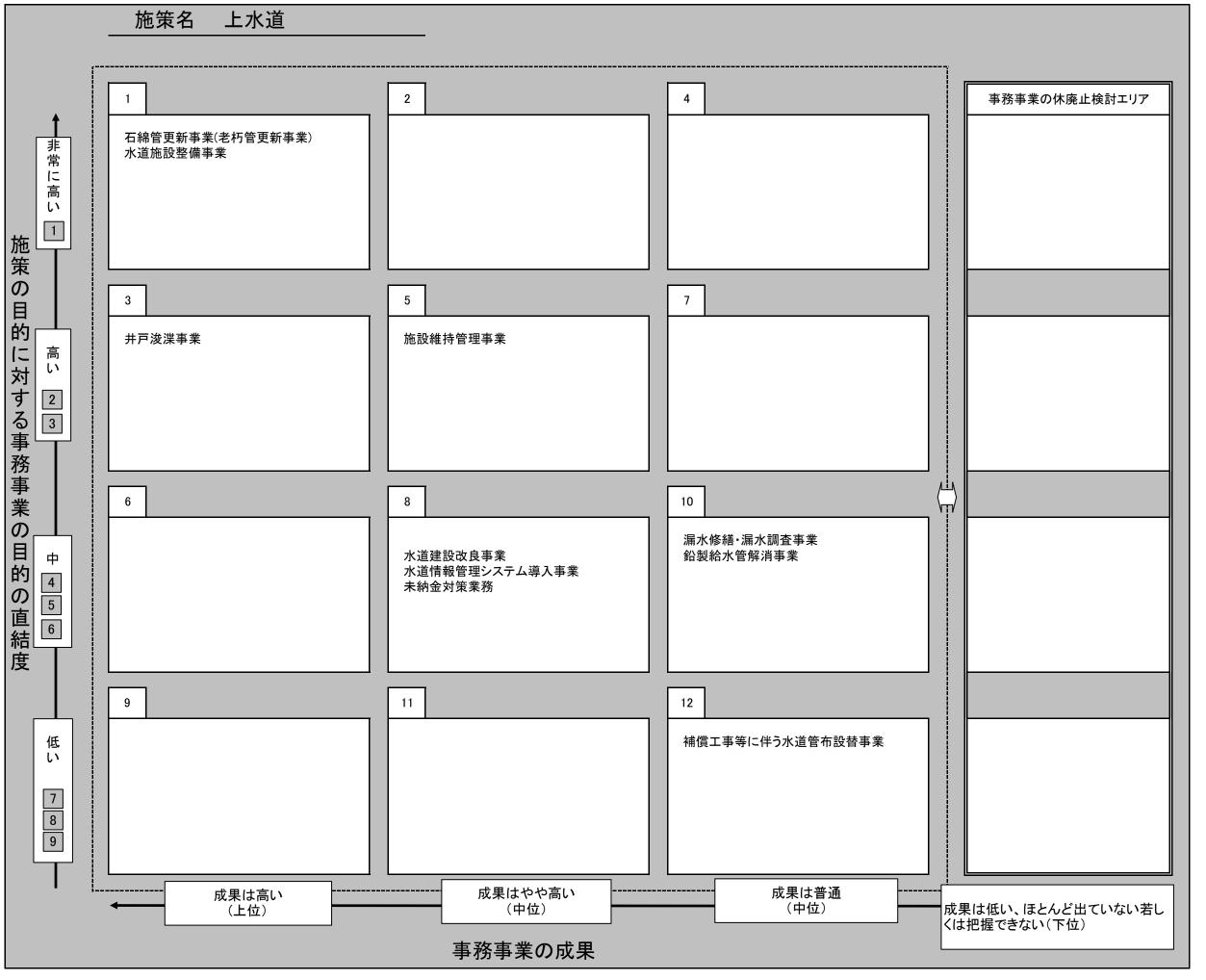
シート1施策構成事務事業目的直結度評価



法定受託事務(義務的事業に分類)

上水道諸届出受付事業 開始・休止・料金賦課業務 料金徴収業務 量水器(メーター)交換及び修繕、購入 給水装置工事設計審査等事務 施設維持管理事業(水質検査)

シート2施策構成事務事業貢献度評価



| 法定受託事務(義務的事業に分類)

上水道諸届出受付事業 開始・休止・料金賦課業務 料金徴収業務 開始・休止・料金賦課業務 給水装置工事設計審査等事務 施設維持管理事業(水質検査) 量水器(メーター)交換及び修繕・購入